

広島県訓令第十一号

健康福祉局
食肉衛生検査所

と畜場法等事務取扱規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

広島県知事 湯崎英彦

と畜場法等事務取扱規程を廃止する訓令

と畜場法等事務取扱規程（昭和二十八年広島県訓令第二十九号）は、廃止する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。